

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
懲戒に関する手続及び効果に関する条例

昭和45年3月5日

条例第4号

改正 令和3年11月条例第2号

同 4年11月 同 第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定するものとする。

(懲戒の手続)

第2条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職処分は、その事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額額の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6箇月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月条例第1号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。